

1963年2月27日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時25分～午後4時43分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豊太郎	2番	比 島 定 亮	3番	天 久 盛 雄		
4番	安次 富 盛 信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 果		
7番	稻 嶺 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 晴		
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇 昌		
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 村 喜 永	15番	宮 城 盛 昌		
17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助	19番	武 島 行 男		
20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 藏 清 次郎				

3. 欠席議員は次のとおりである。

16番 宮 里 敏 行

4. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲 村 春 勝 助役 吳 屋 真 徳 収入役 仲 村 春 松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松 川 正 義 書記 照 屋 敏 伊 佐 正 義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 諮問第3号, 宜野湾市都市計画用途地域決定について

日程第2. 諮問第4号, 宜野湾市都市計画交通広場決定について

日程第3. 諮問第5号, 宜野湾市都市計画停留所決定について

日程第4. 議案第7号, 財産の取得について

日程第5. 諮問第6号, 宜野湾市都市計画自働車駐車場決定について

1963年2月27日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時25分～午後4時43分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 奥太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 果
7番	稻 領 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 村 喜 永	15番	宮 城 盛 昌
17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助	19番	武 島 行 男
20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 藏 清 次 郎		

3. 欠席議員は次のとおりである。

16番 宮 里 敏 行

4. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲 村 春 勝 助役 具 屋 真 徳 収入役 仲 村 春 松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松 川 正 義 書記 照 屋 毅 伊 佐 正 義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 諮問第3号, 宜野湾市都市計画用途地域決定について

日程第2. 諮問第4号, 宜野湾都市計画交通広場決定について

日程第3. 諮問第5号, 宜野湾都市計画停留所決定について

日程第4. 議案第7号, 財産の取得について

日程第5. 諮問第6号, 宜野湾都市計画自動車駐車場決定について

目程第6、諮問第7号、宜野湾都市計画排水路決定について、

目程第7、諮問第8号、宜野湾都市計画中央卸売市場決定について、

目程第8、諮問第9号、宜野湾都市計画立区域決定について、

目程第9、諮問第10号、宜野湾都市計画土地地区画整理区域決定について、

7. 会議の顛末

議長～出席16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より(第2回目)の会議を開きます。
(午前10時25分)

議長～目程第1、諮問第3号、宜野湾都市計画用途地域決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～当市は1962年7月1日宜野湾市として市制を施行されて都市の整備も著々実施されつつあります。近年軍施設の充実、軍道路の交通量増加に伴い各種産業の進出とあいまつて、これらの施設及び人口の急増は市域にわたり拡がりを見せております。
そこにおいて都市の体制を整える必要があり、また都市の健全な発展を期すために、用途地域を決定致したいと思つて提案してあります。宜しく御審議の程をお願ひ申し上げます。尚詳しくことについては、皆様の御質疑にお答えしたいと思つております。

議長～本案に対する質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午前10時30分)

議長～再開致します。(午前11時10分)

議長～9番、18番、10番、3番議員の出席を報告致します。

議長～諮問第3号、宜野湾都市計画用途地域決定についてを、質疑の段階において、継続審議にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑のまま継続審議に付すことに致します。

日程第6. 諮問第7号, 宜野湾都市計画排水路決定について.

日程第7. 諮問第8号, 宜野湾都市計画中央卸売市場決定について.

日程第8. 諮問第9号, 宜野湾都市計画立区域決定について.

日程第9. 諮問第10号, 宜野湾都市計画土地区画整理区域決定について.

7. 会議の顛末

議長～出席16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より(第2日目)の会議を開きます。
(午前10時25分)

議長～日程第1. 諮問第3号, 宜野湾都市計画用途地域決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～当市は1962年7月1日宜野湾市として市制を施行されて都市の整備も着々実施されつつあります。近年軍施設の充実, 軍道路の交通量増加に伴い各種産業の進出とあいまつて, これらの施設及び人口の急昇は市域にわたり拮がりを見せております。
ここにおいて都市の体制を整える必要があり, また都市の健全な発展を期すために, 用途地域を決定致したいと思つて提案してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。尚詳しことについては, 皆様の御質疑にお答えしたいと思つております。

議長～本案に対する質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午前10時30分)

議長～再開致します。(午前11時10分)

議長～9番. 18番. 10番. 3番議員の出席を報告致します。

議長～諮問第3号, 宜野湾都市計画用途地域決定についてを, 質疑の段階において, 継続審議にしたいと思いますが, 御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め, 本案は質疑のまま継続審議に付すことに致します。

議 長～日程第2、諮問第4号、宜野湾都市計画交通広場決定についてを上程致します。

書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～宜野湾市においては、近年急速に産業が発達し各種の工場及び商工業商社の進出も目覚ましくなり、これに伴い自動車交通の急増による交通の混雑が著しくつづつあります。殊に最近主要幹線道路の交叉点は、交通が複雑で充分な処置が要求されています。この事情にかんがみ各種車輛、歩行者の安全迅速な通行をさせるため交通広場を設置する必要があります。ここにおいて本計画交通広場を決定したいと思つて諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。尚、議院については、皆様の御質疑にお答えしたいと思つております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時14分)

議 長～再開致します。(午前11時42分)

議 長～お諮り致します。諮問第4号、宜野湾都市計画交通広場決定については質疑のまま継続審議にしたいとの声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本諮問案は質疑のまま継続審議に付すことに致します。

議 長～日程第3、諮問第5号、宜野湾都市計画停留所決定についてを上程致します。

書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～都市の発展に伴い宜野湾市の人口増は著しく増大し普天間市街地、大謝名地域においては、社会人口の増加と共に上昇する傾向にあります。近年同地域においてバス利用者もこれを反えいして次第に増加しつづつあります。現在街路側面停車により乗降客の取扱をしている現状であります。将来混雑を招来する可能性もふくんでおり、また都市としての外周上においても好ましくないと考えます。更にバスの発着の状態から

議長～日程第2、諮問第4号、宜野湾都市計画交通広場決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～宜野湾市においては、近年急速に産業が発達し各種の工場及び商工業商社の進出も目覚ましくなり、これに伴い自動車交通の益及損の交通繁雑どりつつあります。殊に最近主要幹線道路の交差点は、交通繁雑し充分なる処理が要求されています。この事情にかんがみ各種車輛、歩行者の安全迅速なる通行をさせるため交通広場を設置する必要があります。ここにおいて本計画交通広場を決定したいと思つて諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。尚補部については、皆様の御質疑にお答えしたいと思つております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時14分)

議長～再開致します。(午前11時42分)

議長～お諮り致します。諮問第4号、宜野湾都市計画交通広場決定については質疑のまま継続審議にしたいとの声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案は質疑のまま継続審議に付すことに致します。

議長～日程第3、諮問第5号、宜野湾都市計画停留所決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～都市の発展に伴い宜野湾市の人口動態は著しく増大し普天間市街地、大謝名地域においては、社会人口の増加と共に上昇する傾向にあります。近年同地域においてバス利用者はこれ等を反えいして次第に増加しつつあります。現在街路側面停車により乗降客の取扱をしている現状であります。将来混雑を緩和する可能性もふくんでおり、また都市としての外観上においても好ましくないと思います。更にバスの発着の状態から

将来の幹線街路の利用効率を高める上においても発着時の乗降者の利便と処遇は都市交通においても重要なことだと思料されます。よつて本計画停留所を決定^のので諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午前11時45分)

議長～再開致します。(午後零時20分)

議長～お諮り致します。諮問第5号、宜野湾都市計画停留所決定についてを、質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案は質疑の段階において、継続審議と致します。

議長～休憩致します。(午後零時25分)

議長～再開致します。(午後2時5分)

議長～日程第4、議案第7号、財産の取得についてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～今年度瑞銀の増株になつて居るが、これは現在もつて居る株数に応じて増になるわけであり、本市の場合は120株となつて居ります。又瑞銀の株は有償性があり、市財産の取得としては良い方法だと思つて居ります。又財産の取得については、議会の議決が必要でありますので提案して居ります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時10分)

議長～再開致します。(午後2時12分)

将来の幹線街路の利用効率を高める上においても発着時の乗降者の利便と処理は都市交通においても重要なことだと思料されます。よつて本計画停留所を決定したので諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い致します。

議長～本案に対する質疑をお願いします。

議長～暫休憩致します。(午前11時45分)

議長～再開致します。(午後零時20分)

議長～お語り致します。諮問第5号、宜野湾都市計画停留所決定についてを、質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案は質疑の段階において、継続審議と致します。

議長～休憩致します。(午後零時25分)

議長～再開致します。(午後2時5分)

議長～日程第4、議案第7号、財産の取得についてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～今年度琉銀の増株になつてゐるが、これは現在もつてゐる株數に依じて増になるわけであり、本市の場合は120株となつております。又琉銀の株は有望性があり、市財産の取得としては良い方法だと思つております。又財産の取得については、議会の議決が必要でありますので提案してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時10分)

議長～再開致します。(午後2時12分)

3 番～現在の持ち株はいくらか、又配当はどうなっているか。

助 後～120株であります。又配当は1割2分であります。

19番～本案に対する質疑打切の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お語り致します。動議のとおり質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～では討論を願います。

5 番～瑞球銀行は従来51%の民間の資金で、後の49%が軍になっておりますが、特にその性格は國庫券なもので、しかも公共的のものであり、当局の説明があつた通り、増株をすることに賛成致します。

議 長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、討論を打ち切ります。
では、議案第7号、財産の取得についてを要決に付します。
原案に御異議ございませんか。

全 員～異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がないものと認め、議案第7号、財産の取得についてを、全会一致で以つて、原案通り可決決定致します。

議 長～

日程第5、諮問第6号、宜野湾都市計画自動車駐車場決定についてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～ここ数年各地域において、急激に産業経済が進展し自動車保有台数は異常な状態で上昇しつつあります。現在交通量増加に伴い路面駐車は通行の障害となりつつあるのが実状であり、特に既成市街地門においては街路狭少のため現状打解に苦慮している次第であります。

3 番～現在の持ち株はいくらか、又配当はどうか。

助 役～120株であります。又配当は1割2分であります。

19番～本案に対する質疑打切の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。
お諮り致します。動議のとおり質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～では討論を願います。

5 番～琉球銀行は従来51%の民間の資金で、後の49%が軍になっておりますが、特にその性格は国庫的なもので、しかも公共的なものであり、当局の説明があつた通り、増株をすることに賛成致します。

議 長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、討論を打ち切ります。
では、議案第7号、財産の取得についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

全 員～異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がないものと認め、議案第7号、財産の取得についてを、全会一致で以つて、原案通り可決々定致します。

議 長～
日程第5、諮問第6号、宜野湾都市計画自動車駐車場決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～ここ数年来各地域において、急激に産業経済が進展し自動車保有台数は異常な状態で上昇しつつあります。現在交通量増加に伴い路面駐車は通行の障害となりつつあるのが実状であり、特に既成市街地内においては街路狭少のため現状打解に苦慮している次第であります。

これが恒久的対策として本計画駐車場を決定したいので諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時16分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

議長～お語り致します。諮問第6号、宜野湾都市計画自動車駐車場決定については、質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案は、質疑のまま継続審議と致します。

議長～日程第6、諮問第7号、宜野湾都市計画排水路決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～宜野湾市においては、系統別に結びつけられた排水施設はほとんどなく、とくに近年いちじるしく発展した普天間、その他の地域においては、雨水のはんらんは相当広域にわたり、住居までしん水する現状である。よつてこれを系統約なものとして、都市発展を健全ならしめるため、本排水計画を都市計画法第3条の規定に基づき都市計画排水施設として決定したいので諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。尚、議部にわたつては皆様の御質疑に応じたいと思っております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時48分)

議長～再開致します。(午後3時13分)

議長～お語り致します。諮問第7号、宜野湾都市計画排水路決定については質疑の段階において、継続審議に付したいと思ふが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

これが恒久的対策として本計画駐車場を決定したいので諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時16分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

議長～お語り致します。諮問第6号、宜野湾都市計画自動車駐車場決定については、質疑の段階において、継続審議にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案は、質疑のまま継続審議と致します。

議長～日程第6。諮問第7号、宜野湾都市計画排水路決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～宜野湾市においては、系統的に結びつけられた排水施設はほとんどなく、とくに近年いちじるしく発展した普天間、その他の地域においては、雨水のはんらんは相当広域にわたり、住居までしん水する現状である。よつてこれを系統的なものとし、都市発展を健全ならしめるため、本排水計画を都市計画法第3条の規定に基づき都市計画排水施設として決定したいので諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。尚瀬部にわたつては皆様の御質疑に応じたいと思っております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時48分)

議長～再開致します。(午後3時13分)

議長～お語り致します。諮問第7号、宜野湾都市計画排水路決定については質疑の段階において、継続審議に付したいと思うが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第7号、宜野湾都市計画排水路決定についてを質疑のまま継続審議と致します。

議 長～日程第7、諮問第8号、宜野湾都市計画中央卸売市場決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～宜野湾市は1956年以来人口の暴中は急増するに至り、主要食料品の消費量は一段と増大するようになった。また地域的に密集する範囲も広く拡大しつつあり、このため小売商店も増える傾向にあります。都市の供給施設として中央卸売市場を設置し、内外商業の取引の場所として一般消費者及び小売商店の利便と供給に及び益するものと見料します。ここに本計画の中央卸売市場を決定したいので諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。
尚詳しいことについては、皆様の御質疑に応じたいと思っております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時15分)

議 長～再開致します。(午後3時30分)

議 長～お語り致します。諮問第8号、宜野湾都市計画中央卸売市場決定についてを、質疑のまま継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、本案は質疑のまま継続審議に致します。

議 長～日程第8、諮問第9号、宜野湾都市計画掘立地決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～宜野湾市の市街地計画区域の地形は荷状をなし、この状態から都市活動の機能においても、かなり制約を受けていると思われる。本市の北側を貫通する主要幹線道路(1号線)をはさむ地域は、南側は急しや面をなし、北側は平坦地にして奥行きが小で延長くなり、約500米位で海岸に通ずるのである。同海岸は隆起性さんごしようにして遠浅をなしているために掘立として適している。
沖縄経済の発展に伴い本市の各種産業は益々進展するものと思はれます。

議 長～御異議がないものと認め、諮問第7号、宜野湾都市計画排水路決定についてを質疑のまま継続審議と致します。

議 長～日程第7、諮問第8号、宜野湾都市計画中央卸売市場決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～宜野湾市は1956年以来人口の集中は急増するに至り、主要食糧食料品の消費量は一段と増大するようになった。また地域的に密集する範囲も広く拡大しつつあり、このため小売商店も増える傾向にあります。都市の供給施設として中央卸売市場を設置し、内外商業の取引の場所として一般消費者及び小売商店の利便と供給に応じ益するものと思料します。ここに本計画の中央卸売市場を決定したいので諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。
尚詳しいことについては、皆様の御質疑に応じたいと思っております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時15分)

議 長～再開致します。(午後3時30分)

議 長～お諮り致します。諮問第8号、宜野湾都市計画中央卸売市場決定についてを、質疑のまま継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、本案は質疑のまま継続審議に致します。

議 長～日程第8、諮問第9号、宜野湾都市計画農立地決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～宜野湾市の市街地計画区域の地形は帯状をなし、この状態から都市活動の機能においても、かなり制約を受けていると思われる。本市の北側を貫通する主要幹線道路(1号線)をはさむ地域は、南側は急しや面をなし、北側は平坦地にして奥行が少で綿長くなり、約500米位で海岸に達するのである。同海岸は隆起性さんごしようにして遠浅をなしているために農立として適している。
沖縄経済の発展に伴い本市の各種産業は益々進展するものと思はれま

す。今後の発展を期待し字字地泊、大山及び伊佐の地先海面を宅地造成することは、地形の修正、産業の開発、諸機能の調整からも最も有効なる処置と見料されます。ここに本計画埋立地区域を養定したいので諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。尚、詳しいことについては皆様の御質疑にお応じたいと思っております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議 長～再開致します。(午後4時)

議 長～只今定刻4時であります。後暫く時間延長をしたいと思っております。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに致します。

議 長～お語り致します。諮問第9号、宜野湾都市計画埋立地決定についてを質疑のまま継続審議にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本諮問案は質疑のまま継続審議と致します

議 長～質疑第9、諮問第10号、宜野湾都市計画土地整理区域決定についてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～宜野湾市は中部地区における交通及び文化の中心都市として前進を続け殊に戦後は急速なる発展により、市街地は益々ばう張の一途をたどりつつあります。現状のままに推移せば将来都市計画においてもゆう慮すべき事態を招来する恐れがあります。ここに都市計画の一環として市街地計画区域をもつて土地整理区域として決定し適正なる土地利用を図り、もつて健全なる都市形態を造成せんとするものであります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時5分)

議 長～再開致します。(午後4時30分)

す。今後の発展を期待し宇宇地泊・大山及び伊佐の地先海面を宅地造成することは、地形の修正、産業の開発、諸機能の調整からも最も有効なる処置と思料されます。ここに本計画埋立地区域を決定したいので諮問してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。尚、詳しいことについては皆様の御質疑にお応じたいと思っております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後4時)

議長～只今定刻4時であります。後暫く時間延長をしたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることを致します。

議長～お諮り致します。諮問第9号、宜野湾都市計画埋立地決定についてを質疑のまま継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案は質疑のまま継続審議と致します

議長～日程第9、諮問第10号、宜野湾都市計画土地区画整理区域決定についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～宜野湾市は中部地区における交通及び文化の中心都市として進捗を続け殊に戦後は急速なる発展により、市街地は益々ほう張の一途をたどりつつあります。現状のままに推移せば将来都市計画においてもゆる慮すべき事態を招来する恐れがあります。ここに都市計画の一環として市街地計画区域をもつて土地区画整理区域として決定し適正なる土地利用を図り、もつて健全なる都市形態を造成せんとするものであります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後4時5分)

議長～再開致します。(午後4時30分)

議長～お諮り致します。諮問第10号、宜野湾都市計画土地区画整理区域決定についてを、質疑のまま継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案は質疑のまま継続審議と致します。

議長～本日の議事日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を閉じること致します。

尚、明日は午前10時より会議を開くことに致します。

(散会 午後4時43分)

議 長～お諮り致します。諮問第10号 宜野湾都市計画土地地区画整理区域決定
についてを、質疑のまま継続審議にしたいと思いますが、御異議ござい
ませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本諮問案は質疑のまま継続審議と致します。

議 長～本日の議事日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を
閉じることに致します。

尚、明日は午前10時より会議を開くことに致します。

(散会 午後4時43分)